

国際会計基準をめぐる最近の対応

平成26年10月28日(火)

金融庁

「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」

(25.6.19企業会計審)

審議会の経緯

- 2009年6月「中間報告」:
 - ①日本企業によるIFRS任意適用を容認(2010年3月期より)
 - ②強制適用の是非・時期を2012年末を目途に判断
- 2012年7月「中間的論点整理」:
 - ①IFRSの適用のあり方について、影響等を十分勘案しつつ、引き続き検討
 - ②単体や非上場の中小企業には非適用
- 2013年3月より、審議会を再開 → 「当面の方針」(同年6月19日)を取りまとめ

「当面の方針」の基本的考え方

- IFRSは今後とも世界の関係者が参加して改善されていくべきものであることから、IFRS策定への日本の発言権を確保していくことがとりわけ重要
- まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要
- IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にない(当面、判断見送り)
(今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当)
- ⇒わが国としても、単一で高品質な国際基準の策定という目標を実現していくため、主体的に取り組むことが重要

「当面の方針」の3つの方針

- ①任意適用要件の緩和 (2013年10月に内閣府令を改正)
→IFRS任意適用の対象企業の範囲を拡大
- ②IFRSの適用の方法(「修正国際基準」の作成)
→ピュアなIFRSに加え、日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示す等の観点から、修正国際基準を作成
- ③単体開示の簡素化(開示負担の軽減) (2014年3月に内閣府令を改正)
→金商法の単体開示は、できるかぎり会社法の単体開示に揃える

IFRS任意適用要件の緩和

「上場企業」、「国際的な財務活動・事業活動を行う企業」の2要件を撤廃。
「体制整備が出来ている企業」の要件のみを残し、対象企業の範囲を拡大。

緩和後	有価証券報告書 提出企業数 (注1)	上場企業数 (注2)	外国に資本金20億円以上の 連結子会社を有する企業数 621
	4,061	3,550	外国に資本金20億円以上の 連結子会社を有しない企業数 2,929
		非上場企業数 511	
			緩和前

(注1) 関東財務局HP 有価証券報告書受理件数(平成25年3月11日現在)より

(注2) 平成25年3月31日現在

(注3) 平成25年10月に内閣府令を改正し、IFRS任意適用要件を緩和

単体開示の簡素化(財務諸表等規則等の改正)

○ 本表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)に関しては、
下記の方針に沿って簡素化。

【方針1】 会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表とでは開示水準が大きく異ならないため、会社法に合わせる(会社法の要求水準に統一。)

○ 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、下記の方針
に沿って簡素化。

【方針2】 金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目については、
金商法の単体ベースの開示を免除する。(例:リース取引に関する注記)

【方針3】 上記「方針2」以外の場合の項目については、会社法の計算書類と金商法の単体財務諸表等で開示水準が大きく異ならないものについては会社法に合わせる(会社法の要求水準に統一)。(例:担保資産の注記)

【方針4】 上記のいずれでもない項目については、その有用性等を改めて斟酌し、従来どおりの開示が必要か否かについて改めて検討し、必要な簡素化を行う。
(例:製造原価明細表)

⇒ 本改正は本年3月26日に施行済

JPX日経インデックス400の導入①

日本再興戦略(抄)

平成25年6月14日
閣議決定

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

④事業再編・事業組換の促進

○コーポレートガバナンスの強化

- ・国内の証券取引所に対し、上場基準における社外取締役の位置付けや、収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックスの設定など、コーポレートガバナンスの強化につながる取組を働きかける。

JPX日経インデックス400の導入②

国際会計基準への対応についての提言（抄）

平成25年6月13日
自由民主党政務調査会
金融調査会
企業会計に関する小委員会

4. 具体的な対応

[任意適用の拡大]

IFRS適用拡大に向けた実効性のあるインセンティブの検討を進めるべきである。特に、自由民主党日本経済再生本部「中間提言」（平成25年5月10日）にある通り、取引所において、IFRSの導入、独立社外取締役の採用など、経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成される新指数（「グローバル300社」＜仮称＞）の創設を早期に実現すべきである。

JPX日経インデックス400の概要

【新指数の概要】

名称	JPX日経インデックス400
構成銘柄数	400銘柄
具体的な選定方法	<p>① 一定の基準を満たす銘柄から、時価総額と売買代金に基づき、1,000銘柄に絞り込み。 ※ 東証全上場銘柄（一部・二部・マザーズ・JASDAQ）約3,400社から絞り込み</p> <p>② 定量的な指標によるスコアの算定 3年平均ROE、3年累積営業利益、時価総額の各項目ごとに、順位に応じたスコア付けし、それぞれのスコアにウエイト付けを行った上で総合スコアを算定。</p> <p>③ 定性的な要素による加点 下記の基準を勘案し、総合スコアに加点。 ・独立社外取締役を2名以上選任 ・IFRSを採用 ・英文開示を実施</p> <p>④ 点数の上位400銘柄を指数構成銘柄として選定。 ※ 毎年8月末に銘柄入替えを実施。</p>
算出開始日	平成26年1月6日

「日本再興戦略」改訂2014におけるIFRS関連の記載

「日本再興戦略」改訂2014(抄)

平成26年6月24日
閣議決定

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3)新たに講ずべき具体的施策

i)金融・資本市場の活性化

④IFRSの任意適用企業の拡大促進

・2008年のG20首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。

・また、従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」として公表するなどの対応を進める。

・上場企業に対し、会計基準の選択に関する基本的な考え方(例えば、IFRSの適用を検討しているかなど)について、投資家に説明するよう東京証券取引所から促すこととする。

「修正国際基準」の公開草案の公表

1. 経緯

企業会計審議会が2013年6月に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」においては、「我が国がIASBに対して意見発信を行っていく上で、日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示すことは有用」との記述が盛り込まれた。

このため、ASBJにおいて2013年7月より審議が行われ、本年7月24日に「修正国際基準」の公開草案が議決され、7月31日にパブリックコメントに付された(10月31日まで)。

2. 修正項目の概要

ピュアIFRSからの修正項目は、以下の2項目。

(1) のれんの償却

(2) その他の包括利益のリサイクリング

ASBJによる国際的な意見発信の取組み

1. アジェンダ・ペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」の提出

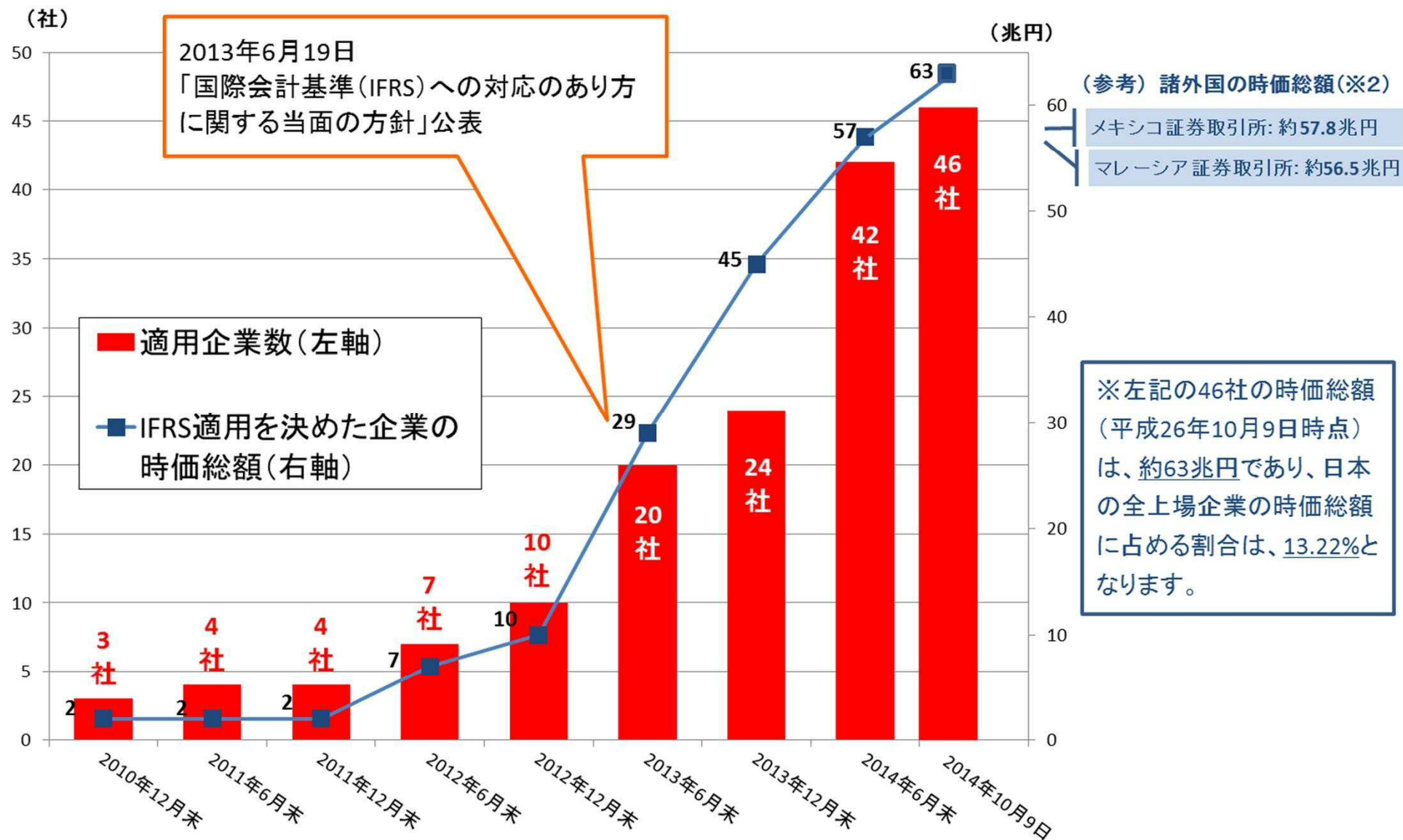
(2013年12月 於 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF))

✓ 上記ASAFでの議論も踏まえ、さらにショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か？」を公表(2014年5月)

2. 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)と連名で共同ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいかーのれんの会計処理及び開示」を策定・公表(2014年7月)

日本における上場企業のIFRS適用状況

参考資料



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2 World Federation of Exchangeより。データは8月末時点。1ドル=102.99円換算。

IFRS任意適用会社(適用予定会社を含む)

参考資料

(2014年10月9日時点:計48社)

任意適用 上場会社(適用予定会社を含む) : 計46社

◆ 適用済み(36社)

- | | | | |
|-----------------|-----------|----------|--------------|
| ・日本電波工業 | ・HOYA | ・住友商事 | ・日本板硝子 |
| ・日本たばこ産業 | ・アンリツ | ・DeNA | ・SBIホールディングス |
| ・トーセイ | ・楽天 | ・中外製薬 | ・ネクソン |
| ・マネックスグループ | ・双日 | ・ソフトバンク | ・丸紅 |
| ・旭硝子 | ・アステラス製薬 | ・伊藤忠エネクス | ・三井物産 |
| ・第一三共 | ・そーせいグループ | ・リコー | ・武田薬品工業 |
| ・小野薬品工業 | ・伊藤忠商事 | ・三菱商事 | ・日東電工 |
| ・セイコーエプソン | ・ケーヒン | ・富士通 | ・エーザイ |
| ・伊藤忠テクノソリューションズ | ・ヤフー | ・エムスリー | ・すかいらーく |

◆ 任意適用予定を公表(適時開示済)(10社)

- | | | | |
|-----------------|------------|----------|-------|
| ・ファーストリテイリング | ・日本取引所グループ | ・コニカミノルタ | ・参天製薬 |
| ・クックパッド | ・日本合成化学工業 | ・LIXIL | ・花王 |
| ・三菱ケミカルホールディングス | ・田辺三菱製薬 | | |

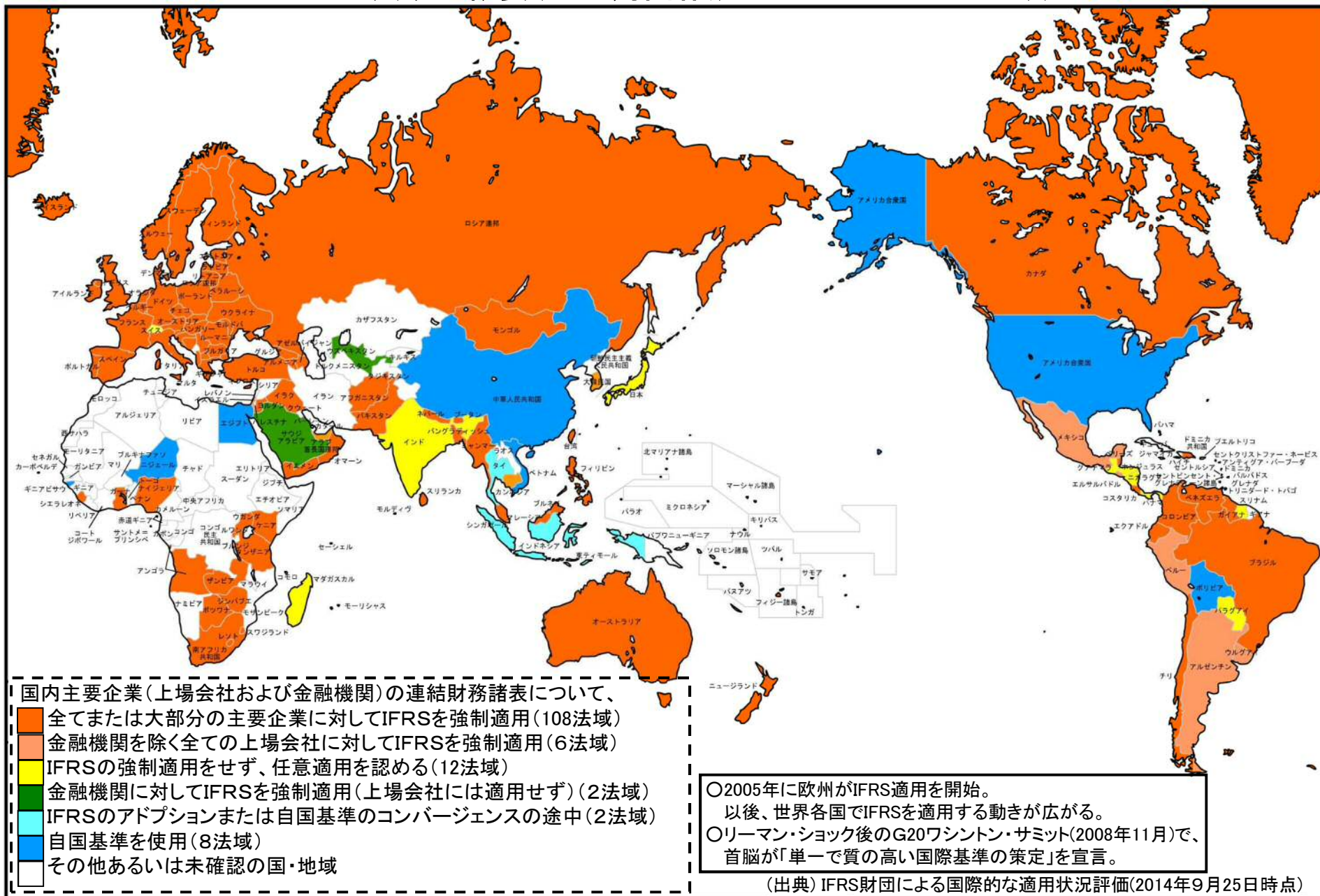
任意適用 非上場会社 : 計2社

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・SBI AXES | ・ダイナムジャパンホールディングス |
|-----------|-------------------|

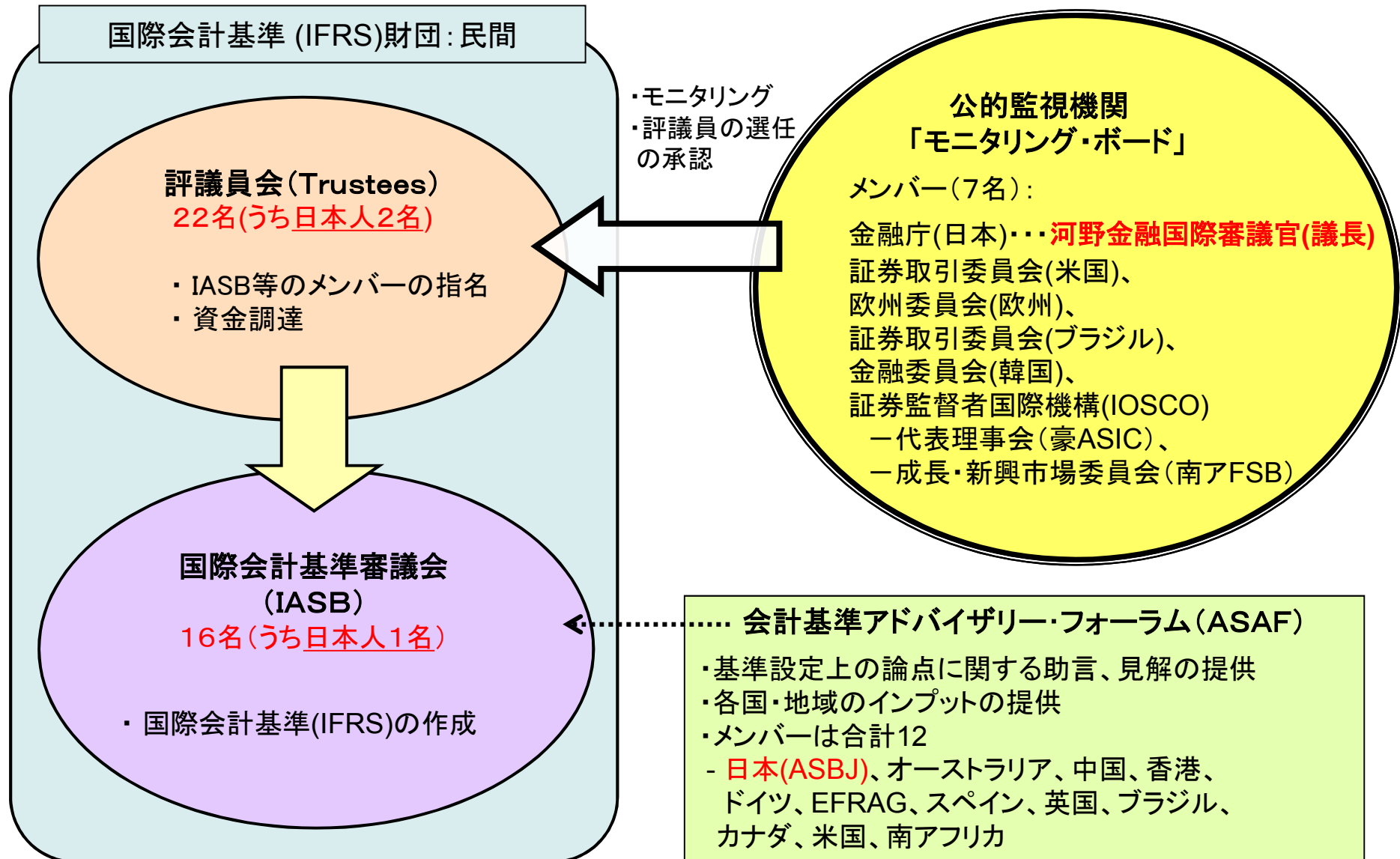
IFRSの国際的な適用の進捗状況評価

参考資料

—138法域の概要(IFRS財団作成Jurisdiction Profileより)—



IFRS財団の組織について



(2014年10月現在)